

発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（1/2）

0. 本指針の位置づけについて

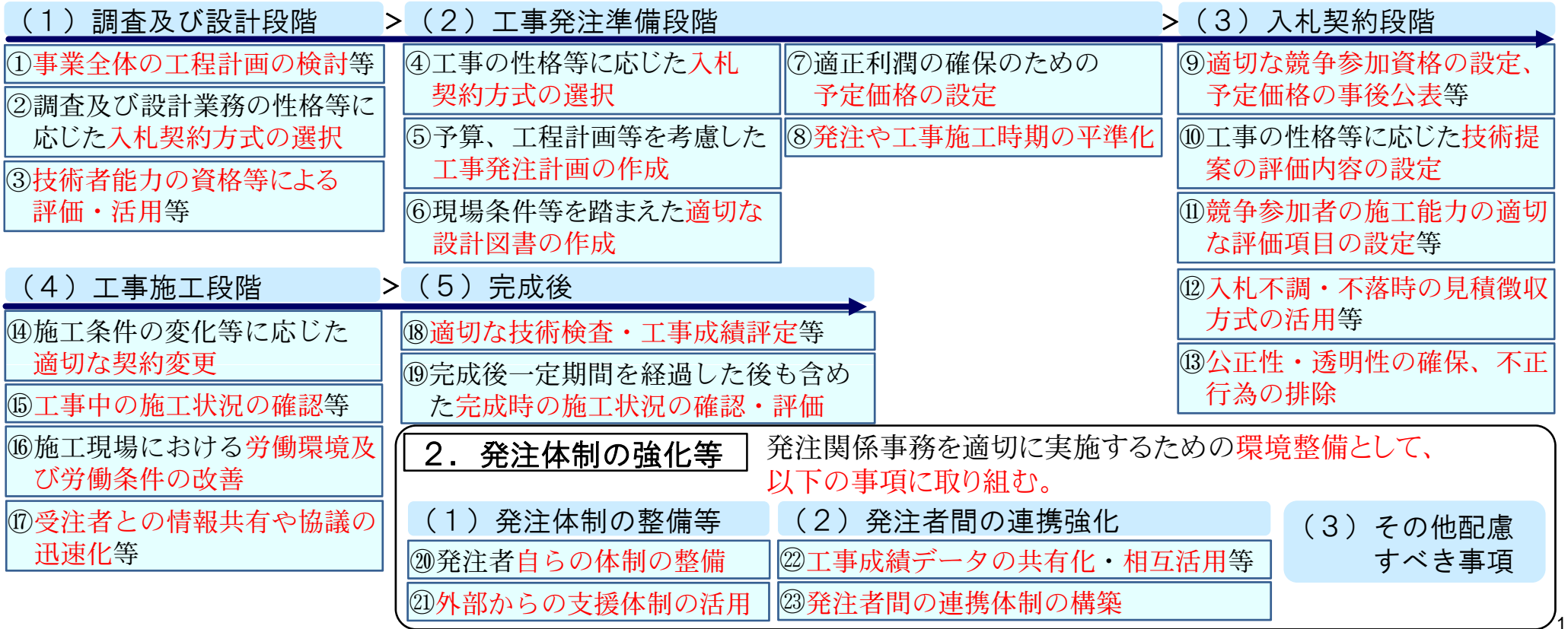
- 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に規定される「発注者の責務」を踏まえ、各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための、**発注者共通の指針**。
- 発注関係事務の各段階で考慮すべき事項**や**入札契約方式の選択・活用**について体系的かつ分かりやすくまとめたもの^(※)。
- また、**国は、本指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切な実施について定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表する。**

(※)例えば、ダンピング受注の防止、入札不調・不落への対応、社会資本の維持管理、中長期的な担い手の育成及び確保等の重要課題に対する各発注者の適切な事務運用に資することが目的

I. 発注関係事務の適切な実施について

1. 発注関係事務の適切な実施

現在及び将来の公共工事の品質確保ならびにその担い手の中長期的な育成・確保に留意しつつ、**発注関係事務（新設だけでなく維持管理に係る発注関係事務を含む）**の各段階で、以下の事項を考慮する。



発注関係事務の運用に関する指針（骨子案）の概要（2/2）

Ⅱ. 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について

各発注者は、それぞれの技術力や体制を踏まえつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な方式を選択、組み合わせて適用する。

1. 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

	(1) 契約方式（契約対象範囲の設定方法）の選択	(2) 競争参加者の設定方法の選択	(3) 落札者の選定方法の選択	(4) 支払い方式（支払い額の設定方法）の選択
概要	設計・施工一括発注方式	一般競争入札	価格競争方式	総価請負契約方式
	詳細設計付工事発注方式			
	施工を単独で発注する方式	指名競争入札	総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
	設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）			
	維持管理付工事発注方式			
	包括発注方式	随意契約	技術提案・交渉方式	コスト＋フィー契約・オープンブック方式
	複数年契約方式			
	CM方式			
事業促進PPP方式	など	など	など	など

2. インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を踏まえた入札契約方式の活用の例

(1) 地域インフラを支える建設業者を確保する方式

(3) 補修の技術的課題に対応した方式

(2) 若手技術者の配置を促す方式

(4) 発注者を支援する方式

など